

共産党再要望項目一覧

平成26年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
【消費税増税・手数料値上げ問題】	
<p>(1) 灯油代は高止まりが続き、更に来年4月からの消費税8%への増税によって、とりわけ低所得者の生活困窮を一層ひどくする。この冬の生活保護世帯等低所得者に対する灯油代助成を、国に要望するだけでなく、県が緊急経済対策として実施すること。</p>	<p>昨今、原油価格が高値で推移している状況については、全国的な課題であり、まず国で対策を検討すべきと考えており、県として助成を行うことは考えていない。</p> <p>なお、冬期になると一層家計に与える影響も大きくなると見込まれることから、灯油購入費等助成など生活困窮者に対して必要な措置を講じることについて平成25年11月に国に要望したところである。</p> <p>また、消費税率の引き上げの影響については、平成26年度の生活扶助基準において、民間最終消費支出の伸び等を総合的に勘案した改定が行われる予定である。</p>
<p>(2) 県の各種手数料・利用料は、消費税8%への増税分上乗せによる負担増をしないこと。</p>	<p>消費税の引き上げに伴う使用料・手数料の引き上げについては、課税対象となっている使用料等について円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとしている。</p>
<p>(3) 青少年社会教育施設利用料の一般より安い「青年料金」を廃止しようとしているが、「青年料金」を残すこと。</p>	<p>青少年社会教育施設は、青少年の健全育成を図ることを目的として設置されたものであり、設立当初、「高校生・学生」、「青年」の利用料金を「一般」より安く設定していた。</p> <p>平成14年度には学校週5日制の円滑な導入に対応するため高校生を無料化、平成17年度には収入のない学生を無料とし、現在は「一般」、「青年」区分により利用料を徴収している。</p> <p>これまで「青年」区分が適用となる年齢を24才までの学生以外の利用者としてきたが、「青年」の年齢区分の定義について、現在は明確な根拠がない。また、青少年育成を目的として利用する場合は減免適用を受けるため、「青年」区分による通常料金の利用者は全体の0.2%にとどまっている。</p> <p>利用料金のあり方については、平成25年度に学識経験者、民間、学校、市町村の代表からなる「運営委員会」の中でも検討を行っており、上記の現状・経緯や運営委員会の意見などを踏まえて総合的に判断し、「青年」区分を「一般」区分に統合することとしたものである。</p> <p>なお、今後青年層の利用促進に向け、利用料減免の取り扱い等について、関係者への周知を図っていく。</p>
【米軍機飛行訓練】	
<p>○正月に米軍機の飛行が行われて県が中止要請したにもかかわらず、1月29日には米軍機が4基も同時に若桜町内を低空飛行し、事態はエスカレートしている。若桜町役場の担当者の話では、「スキーをしている最中に、超低空でしかも轟音であり、雪崩が起きたらどうなるかと恐ろしく感じた」とのことでした。改めて国に飛行中止を強く求めること。また、中四国防衛局に対し「苦情」として通知すること。（※苦情数としてカウントされ、米軍への調査も行われ、政府や米軍に飛行実態を認識さ</p>	<p>県では、米軍機低空飛行の目撃情報の都度、被害など目撃情報を含め、市町村から県及び中国四国防衛局美保防衛事務所へ報告し、さらに、県から外務省（北米局日米安保保障条約課 日米地位協定室）に対し、低空飛行訓練の中止等、適切な措置の要請を行ってきている。その際に、被害状況、被害の恐れなどを明記し、苦情として処理がなされるように報告様式の変更を行うこととしている。</p> <p>引き続き、市町村と協力した監視体制を継続し、目撃情報の都度、迅速に適切な措置を求めていく。</p> <p>また、騒音測定器等を設置することについては、国の責任において実態把握をし、また、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には国において適切な財源措置を講じるよう、中国地方知事会として6月21日に要望している。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
せる上で有効である。)また、飛行実態の証拠をつかみ政府に認識させるため、県独自にでも、騒音測定器や監視機を設置すること。	
【障がい者・医療】	
(1) 全国障がい者芸術文化祭にむけて、各種事業や道路等の整備が望まれている。鳥取市伏野には障がい者等の施設があるが、せめて鳥取大学前駅までの歩道をフラットにし、車いすで駅まで行けるようにすること。	県道伏野覚寺線の歩道フラット化の要望区間について、東側区間は街路事業で実施中であり、用地取得を伴うため全国障がい者芸術文化祭までの対応は困難であるが、引き続き整備を進めていく。残る未着手の西側区間については、地域住民の意見を伺いながら今後検討していく。
(2) 障がい者施設において、食事を3食食べていないのに、利用者との契約を理由に3食分の経費を徴収している事業所がある。利用者やその家族は、事業所にお世話になっているということで契約を断りづらい。そもそも現状の法律では実費払いが原則であり、食べてない食事代を支払わせることがないよう、事業所を調査・指導すること。また契約のあり方について利用者にきちんと説明して誤解や間違った契約がなされないようにし、利用者に誤認がある場合は契約し直しができるよう、事業所への指導を徹底すること。	食事の提供に要する費用については、利用者と施設の間での契約により決められているものであり、契約にあたっては、利用者やその家族へ丁寧に説明し、正しい理解を得た上で行うよう、事業者への実地指導などにおいて引き続き徹底する。
(3) 親なき後に、精神障害を伴う重複障がい者が暮らせる施設がない。病院での入所にも限界があり、施設の在り方について検討すること。	<p>精神障がいは個人ごとに特性が異なるため、施設のあり方を検討する前に個別に検討が必要と考える。</p> <p>なお、精神障がいを伴う重複障がい者が暮らせる施設として、障害者支援施設やグループホーム・ケアホームなどが想定され、県としては、障がい者が地域で自立した生活を送れるように、グループホーム・ケアホームの設置を促進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】社会福祉施設等施設整備事業 225,700千円 ・障害者グループホーム夜間世話人配置事業 16,449千円
(4) うつ病対策について 沖縄県立総合精神保健福祉センターが取り組んでいる「うつ病デイケア」プログラムと「認知行動療法」は長期にわたるうつ病の治療を受けている方で、ひきこもりや休職が長引いている人が、社会参加、復職できるプログラムで全国からも注目されている。自死予防対策にも効果のあるプログラムであり、鳥取県でも担当者を派遣してぜひ参考にして取組をはじめること。	鳥取県立精神保健福祉センターでも、設立時(平成3年)から精神科デイ・ケアを実施してきたが、多くの医療機関でデイ・ケアが実施されることになったため、平成17年に実施を終了したものである。既に多くの民間機関がデイ・ケアや認知行動療法を実施している中で、行政が体制を整備して実施する必要性がなくなったため、全国的にもデイ・ケアの終了又は終了に向けた見直しが行われているところである。
【子育て・教育】	
(1) 土曜日授業の実施に関わって、知事が発言したと報	昨年11月に学校教育法施行規則が改正され、学校設置者の判断で土曜授業が実施できるようにな

要望項目	左に対する対応方針等
<p>道されている「土曜日授業は娑婆の声」発言は、あまりに強権的であり、撤回すること。そして、土曜日授業に乗り出せない学校や市町村教育委員会があるのは、子どもたちの過密授業状態や教員の多忙化が背景にあり、平常の授業に加えて無理に土曜日授業をやるのはかえって弊害が出る可能性がある。子どもたちや教育現場の声を踏まえるべきであり、政治家である知事が強要することは絶対にあってはならない。</p>	<p>り、子どもたちの土曜日における教育活動を充実させるための取組の選択の幅が広がった。</p> <p>学校や市町村においては、この機会を捉えて、保護者や地域の声をよく聞きながら、学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会の充実など、子どもたちの土曜日における教育活動（土曜授業等）の充実に取り組んでいただけるよう、その実施に向けた支援を当初予算において検討しているところである。</p> <p>なお、実施にあたっては、児童生徒の負担、教職員の勤務、保護者や関係団体等の理解などに配慮しながら進めていただきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜授業等実施支援事業 13,620千円 ・地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 1,461千円
<p>(2) 障がい児に対する通級学級は、本来子どもたちが通いやすい各学校で行われる選択肢もあってしかるべきであるが、現状では別の学校に通わざるを得ず、その送り迎えのために親が仕事ができないといった実情もある。通級の交通手段の確保や実施校を増やすと同時に、教師が各学校に出向き実施することも検討すること。実施のための教員を増員すること。</p>	<p>通級指導教室の設置・運営は市町村が行い、通級指導教室の担当教員については、県が、通級指導教室設置にかかる国の加配教員を配置している。</p> <p>県では、通級指導教室が設置できない市町村の児童生徒に対応するため、特別支援学校に通級担当教員を配置し、巡回による指導を行っている。</p> <p>市町村においては、通級指導担当教員が本務校以外の学校で通級指導を行うことも含め、通級指導を必要とする児童生徒がそれぞれの状況に応じた適切な指導を受けられるよう、市町村の意向を踏まえながら、必要な教員の配置について国に要望していく。また、通級指導教室への移動経費の支援については、市町村を交えて検討していく。</p>
<p>(3) 放課後児童クラブは、2年生や3年生等の低学年ですら入れないクラブもあり、まずはその解決が急がれている。県が新規に設定する施設整備支援事業は、入学年の拡大や6年生までの入所を前提とせず、分割する（例えば一クラス30～40名程度に分割する）すべてのクラブを対象とし、低学年での待機児童や入所を断られる児童が出ないようにすること。そうすれば6年生までの入所も可能となる。また、この「待機児童対策」は施設整備だけの問題でなく、指導員確保等クラブ全体の数を増やし、運営を支える必要がある。「子育て王国条例」制定を目指す県として、市町村任せにせず、子どもたちが健やかに過ごすことができる学童保育の環境整備に全力を挙げること。</p>	<p>今回の施設整備事業に対する嵩上げ支援は、市町村の意向を踏まえて、あくまで新制度における対象学年拡大対応への前倒しとして受け入れ拡充を行うためのものである。</p> <p>なお、待機児童対策については、平成25年度から国で放課後児童クラブの改築、修繕等の整備に対する新たな補助制度が創設されたことから、実施主体である各市町村において、当該補助制度を活用していただきたいと考えている。</p> <p>また、指導員確保に資するため、新たに有資格者を雇用している場合の処遇改善加算の新設について、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ設置促進事業 520,344千円
<p>(4) 新設が予定されている第1子からの保育料軽減制度は、中山間地域だけでなく、すべての市町村で行えるようにすること。</p>	<p>今回の保育料無償化等モデル事業は、中山間地域の少子化対策・地域活性化を目的に、若者の移住定住等に積極的に取り組もうとする市町村を応援するための施策であり、全地域を対象に実施することは考えていない。</p> <p>なお、県全域における保育料軽減等の方策については、今後、市町村と十分に意見交換して参りた</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等												
	い。												
(5) 子育て新制度について													
<p>① 親の労働時間によって長時間と短時間保育に分けられる。このたび国の会議において、短時間保育は8時間保育とされたものの、月48時間～64時間の上限が定められ、毎日8時間の保育時間が確保できるわけではなく、日によって保育時間が変わり、保育所での子どもの安定した生活や行事への参加が保障されなくなる。短時間保育の完全8時間を求めること。国がやらない場合、県独自にでも保育時間が確保できるようにすること。</p>	<p>国において、「保育短時間利用」の保育必要量として、原則的な保育時間である1日あたり8時間までの利用に対応するものとして1ヶ月当たり平均200時間（最大212時間）とすることを基本とする内容の方針が出されており、保育時間の確保はできるものと考えている。（8時間×25日＝200時間）</p> <p>要望に記載されている「月48時間～64時間」は、市町村が保育短時間認定における保護者の就労時間に係る下限を決める際の範囲であり、保育時間の上限のことではない。</p> <p>（※保護者の就労時間の下限については、今後10年間の経過措置期間が設けてあり、現在の市町村における設定状況を踏まえ、下限を48～64時間の範囲以外で設けたり、下限時間を設けないことも市町村の判断に任せられる予定である。）</p>												
<p>② 小規模保育事業は、A・B・Cとランク分け・選択性が導入され、保育士配置がなくても事業実施が可能となる方向が示された。子どもの発達や成長にとって問題であり、保育に格差が持ち込まれることになる。保育士必置とその予算確保を国に求めること。国がやらない場合は、県独自にでも支援すること。</p>	<p>小規模保育事業については、現行の多様な事業からの移行が想定されることから、保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（C型）、その中間的な類型（B型）の3類型が設けられており、それぞれの職員数、保育従事者は現在の実態を踏まえ、下表のとおりとなる予定である。</p> <p>その中で、C型について現行の家庭的保育者（グループ型小規模保育：県内では未実施）からの移行が想定されていることから、現行制度と同様に家庭的保育者の配置で対応できることになるが、家庭的保育者（補助者を含む）、及びB型における保育士以外の保育従事者については、引き続き、一定の研修を受講することが義務付けられる予定である。</p> <table border="1" data-bbox="922 917 2110 1212"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名</td> <td>0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名</td> <td>0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)</td> </tr> <tr> <td>保育従事者</td> <td>保育士(※)</td> <td>保育士(※)1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施)</td> <td>家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士とカウント可</p>	区分	A型	B型	C型	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	保育従事者	保育士(※)	保育士(※)1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)
区分	A型	B型	C型										
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)										
保育従事者	保育士(※)	保育士(※)1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)										
<p>③ 上記のような子どもの保育が確保できない場合は、国の新制度の実施の中止あるいは、凍結・延期を求めること。</p>	<p>現在検討が進められている子ども・子育て支援新制度について、国に実施の中止等を求めることは考えていない。</p>												
【間伐材搬出促進事業】													
○間伐材搬出促進事業の単価は、採算ラインの3,200円／	単価の改定にあたっては、事業体への実態調査を行い、ほとんどの間伐実施箇所での収入（素材販売												

要望項目	左に対する対応方針等
<p>m³に下げるのではなく、現状の3,500円/m³を維持し、搬出によって利益が出ることで再事業への意欲が出るようにすること。</p>	<p>収入、造林補助金)が支出(伐採・集材経費等)を下回らないよう単価を決定している。 なお、平成25年度単価3,500円(平成24年度単価3,800円)を決定する際も、同様の調査・考え方により決定しており、平成25年度間伐実績見込みは、17.6万m³と、平成24年度(14.0万m³)に対して25%の大幅な増加が見込まれている。 以上のことから、単価は3,200円/m³としたい。 ・間伐材搬出等事業 672,000千円</p>
<p>【中海の環境修復】</p>	
<p>○森山堤防を開削してから5年を迎えようとしている。中海全般の水質は、依然としてCOD、全窒素、全リン、いずれの項目も環境基準値及び第5期湖沼水質保全計画の水質目標値を達成していない。鳥取、島根両県知事の合意事項は、開削効果のモニタリングを行い、必要であれば両県で大海崎堤防の開削、森山堤の開削の検討を行うこととしている。「中海会議」では水質や流動のデータが示されているが、これまでのデータを分析し、開削の効果を鳥取県としてどうとらえているのか中間報告を県民に示すこと。</p>	<p>中海の水質改善を図るため、第5期水質保全計画に基づいて、流入負荷対策及び湖内負荷対策の各種対策に取り組んでおり、概ね計画どおりの進捗が図られている。 水質の状況は、長期的に見ると改善傾向、ここ数年は概ね横ばいの傾向であり、各種対策の一定の効果が見られているが、環境基準値及び5期計画の水質目標値は達成していない。 今後も、両県、国交省等の関係機関と、引き続き中海の水質改善に努めるとともに、必要なモニタリングを継続して行い、水質変化の推移を見守っていきたいと考えている。</p>